

別表十七（三）の記載の仕方

1 この明細書は、平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第66条の6第1項《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する特定外国子会社等（平成29年旧措置法第68条の90第1項に規定する特定外国子会社等を含みます。以下「特定外国子会社等」といいます。）の株式等を有する法人が平成29年旧措置法第66条の6第1項若しくは第3項から第5項までの規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成29年旧措置法第68条の90第1項若しくは第3項から第5項まで《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 各欄中金額を記載するものにあつては、「平成29年旧措置法第66条の6第1項又は第68条の90第1項の適用を受ける課税対象金額又は個別課税対象金額35」の括弧書を除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。

3 内国法人が卸売業を主たる事業とする平成29年改正前の措置法令（以下「平成29年旧措置法令」といいます。）第39条の17第4項《特定外国子会社等の事業の判定等》に規定する統括会社に該当する平成29年旧措置法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第3項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が卸売業を主たる事業とする平成29年旧措置法令第39条の117第4項《連結法人に係る特定外国子会社等の事業の判定等》に規定する統括会社に該当する平成29年旧措置法第68条の90第1項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第3項の規定の適用を受ける場合は次により記載してください。

(1) 「11」及び「12」は記載を要しません。

(2) 「非関連者取引割合 $\frac{(12)}{(11)}$ 13」は、別表十七(三)付表二「43」の割合を記載します。

4 「適用除外の判定」の「7」から「15」までの各欄は、特定外国子会社等が平成29年旧措置法第66条の6第3項又は平成29年旧措置法第68条の90第3項の規定の適用があるかどうかの判定を行うために記載し、その判定の結果を「16」に表示します。

5 「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額18」には、特定外国子会社等に係る平成29年旧措置法令第39条の15第1項第1号若しくは第2項本文《特定外国子会社等の適用対象金額の計算》の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額又は平成29年旧措置法令第39条の115第1項第1号若しくは第2項本文《連結法人に係る特定外国子会社等の適用対象金額の計算》の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

6 「子会社から受ける配当等の額24」は、平成29年旧措置法令第39条の15第1項第4号又は第39条の115第1項第4号に規定する配当等の額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

7 「控除対象配当等の額25」は、平成29年旧措置法令第39条の15第3項又は第39条の115第3項に規定する控除対象配当等の額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

8 「繰越欠損金の当期控除額30」は、「29」の金額を限度として記載します。

なお、その金額は別表十七(三)付表一の「当期控除額29」の「計」の金額と一致します。

9 内国法人が平成29年旧措置法第66条の9の2《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成29年旧措置法第68条の93の2《特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。